

公益財団法人みずほ福祉助成財団
2025年度 社会福祉助成金 募集要項

当財団は、社会福祉の向上に寄与することを願って、社会福祉に関する諸活動に対して助成を行います。主として、障がい児者の福祉向上を目的とする事業や研究を対象に助成します。

1. 助成対象先

(1) 事業助成

① 国内に於いて3年以上の継続した活動実績がある以下の非営利法人

- ・ 社会福祉法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人

(注) 一般社団法人、一般財団法人については、剰余金の分配を行わないことが定款に明記されている非営利型法人のみを対象としています)

② 国内に於いて3年以上の継続した活動実績がある任意団体、ボランティアグループ

(2) 研究助成

上記(1)の先及び日本国内の研究グループ(但し、構成員が5人以上であること)

(3) 対象外となる先(事業助成、研究助成共通)

- ・ 株式会社等の営利法人 ・ 個人
 - ・ 過去3年間(2022年度～2024年度)に当財団から助成を受けた先
- (注) 施設単位ではなく、法人・団体単位となります)

2. 助成対象案件

(1) 日本国内に於いて行う障がい児者の福祉向上を目的とする事業及び研究。このうち事業助成は、必要な機器等の物品及び車輛の購入費、設備工事費や障がい児者への理解を深める活動(講演会、研修会など)等に必要な費用を対象とします。

なお、単一の事業及び研究であることが要件です。

(2) 対象外となる案件及び助成金使途(①～③は事業・研究共通、④は研究助成のみ)

① 経常的に発生する運営費(賃借料、光熱費他)

② 事業並びに研究に関わる人件費

- ・ 事業: 助成事業に関わる人件費、謝金等(第三者に対する謝金は除きます)
- ・ 研究: 研究会メンバーに対する報酬と見做される費用(調査費、原稿料など)

③ 助成決定以前に、一部でも実施(購入)する案件

④ 研究助成では、前記①～③に加えて次の使途が対象外となります。

- ・ 研究終了後も使用できる物品や備品の購入費
(例) パソコン及び周辺機器、(ビデオ)カメラ、ICレコーダー、電子文具等
- ・ パソコンソフトウェア ・ 飲食費 ・ 学会等への参加費、交通費

3. 助成金額

- (1) 事業助成、研究助成共に、助成額は、20 万円～150 万円かつ事業（研究）総額の 90%以内とします（自己資金は 10%以上必要になります）

例：事業の総額が 50 万円の場合、 $50 \text{ 万円} \times 90\% = 45 \text{ 万円}$ が助成額の上限です。

- (2) 今年度の助成金は、総額 5,600 万円を予定

4. 助成期間

- (1) 事業助成：2026 年 6 月末までに事業を完了し、完了報告書等を提出すること
(2) 研究助成：2026 年 12 月末までに研究を完了し、研究報告書及び完了報告書等を提出すること

5. 申込書類等

- (1) 所定の申込書と個人情報の取扱いに関する同意書

いずれも財団ホームページからダウンロードしてください。個人情報の取扱いに関する同意書には、代表者の方の署名捺印をお願いします。

- (2) 添付資料

①事業助成、研究助成共通

【申込者に関する資料】

①定款、会則、規約等

②現在事項証明書(法人のみ、発行日より 3 ヶ月以内であれば写しでも可)

③役員（会員）名簿

④申込者に関する資料（パンフレット、ホームページ印刷資料等）

次の場合は、その概要が分る具体的な資料の提出が必要です。

- ・申込施設が、開設 1 年未満の事業所（開設予定を含む）である場合
- ・申込案件に関わる事業が、新たに着手する事業である場合

⑤今期の事業計画書及び予算書 ⑥

⑦直近期の決算書 ⑧

- ・貸借対照表、収支計算書（事業活動、資金）、損益計算書、財産目録は必須
- ・就労案件の場合は、必ず就労会計を添付すること

⑨ 法人は、「法人全体」と「申込施設単体」の両方を提出して下さい。

研究グループは、⑥⑧共に提出不要です。

②事業助成

【申込案件に関する資料】

①物品等購入の場合：見積書、カタログ、パンフレット、現物品の写真（物品や車輛の更新を希望する場合）

②工事を伴う場合：現況説明写真（改修等を必要とする場合）、工事見積書、工事図面、工事スケジュール、設備機器カタログ他

③研究助成

【申込案件に関する資料】

- ①研究計画書：メンバー構成（氏名、所属団体、職名等）、研究予算の内訳とその根拠、研究分担、研究方法、研究スケジュール、期待できる研究成果等を別紙（様式適宜）に具体的に記載して下さい。

6. 申込方法

- (1) 申込書と所定の資料を財団事務局宛に送付して下さい。

【送付先】〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-1 丸の内センタービルディング 公益財団法人みずほ福祉助成財団 事務局

- (2) 送付は郵便(含むレターパック)または宅配便に限ります。

7. 募集期間

2025 年 4 月 21 日（月）から 2025 年 7 月 4 日（金）（当日消印有効）

8. 選考方法・基準及び公表方法

- (1) 当財団の選考委員会、理事会に於ける選考を経て、10月中旬を目処に助成先及び助成額を決定し結果を通知します。

- (2) 選考基準

- ① 先駆的・開拓的な案件、緊急性の高い案件を優先
- ② 明確な企画で、具体性のある計画に基づく案件であること
- ③ 高い助成効果が期待できる案件であること
- ④ 事業や研究の推進体制が確立し、助成期間内に事業や研究を円滑に完了することが見込まれる案件であること

- (3) 公表方法

助成決定先の発表は、当財団のホームページに掲載するほか、福祉新聞紙上にも掲載を予定しております。助成先名、助成案件及び助成金額を公表します。また、研究助成は、研究の成果を広く活用いただく観点から、財団のホームページ上で公表することがあります。この点をご了解の上、お申し込み下さい。

◇◆◇重要な注意事項（必ずお読みください）◇◆◇

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けません。
- (2) 助成決定後、助成案件に関して以下の事実が判明したときは、助成を取り消し、助成金の交付を取り止めます。既に助成金を交付済の場合は助成金全額を速やかに返還いただきます。
 - ・申請内容に虚偽があることが判明したとき
 - ・助成決定以前に着手または実施していたことが判明したとき
 - ・公的補助を受けていたり、他の民間助成団体から重複して助成を受けていたことが判明したとき
- (3) 申込案件について並行して他の民間助成団体に申し込んでいる場合、当該団体の助成が決定したときは、当財団にその旨をご連絡下さい。
- (4) 物品等の購入や設備工事について、事業案件自体の変質に繋がる助成決定後の内容変更は、認めておりません。
- (5) 申込書等に記載されている個人情報、本事業の選考に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。
- (6) 応募に際して提出いただいた書類は返却できません。
- (7) 選考結果に関するお問い合わせには、応じられません。

以 上